

多度津町農業委員会議事録

平成28年7月21日午前9時25分より午前10時08分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可の取消願について |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 非農地証明願について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員 (25名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者 (2番)	斯 波 貞 和
職務代理者 (3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 登 芳
8番委員	山 地 正 夫
9番委員	松 岡 安 男
10番委員	香 川 泰 篤
11番委員	大 谷 敏 則
12番委員	土 田 敏 雄
13番委員	三 野 敏 彦
14番委員	山 地 孝 雄
15番委員	塚 本 繁 造
16番委員	横 關 幹 夫
17番委員	矢 野 和 幸
18番委員	大 島 弘 弘
19番委員	中 津 德 久
20番委員	山 崎 義 行
21番委員	松 浦 俊 正
22番委員	藪 昌 子
23番委員	塩 入 達 彦
24番委員	篠 原 壽 雄
25番委員	

欠席委員 (0名)

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長 それでは、皆さんおはようございます。
 定刻より少し早いですが、ただいまより平成28年度7月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長 それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
 おはようございます。
 梅雨も明けて本格的な夏でございますけど、厳しい暑さ、今から寝苦しい夜というところでございますが、委員の皆様方には何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。暑さ対策をしながらの作業活動ということになりますが、お互いに気をつけて取り組んでいかなければと思うところでございます。

事務局長 早速ではございますが、7月定例会、開会いたしたいと思います。よろしくご審議いただきたいと思います。ありがとうございます。

 ありがとうございます。
 それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は25名全ての委員さんのご出席を賜っております。多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

 それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長 それでは、慣例によりまして、まず署名委員の選出ということでございますが、私のほうより指名させていただきます。11番の香川委員さん、12番大谷委員さん、よろしくをお願いいたします。

 それから、昨日の小委員会の報告のほうを代表者の方よりご報告いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

10番委員 それでは、報告します。
 先日、小委員会が招集され、秋山会長、斯波、長目両副会長、香川、大谷委員、そして私松岡並びに事務局2名にて現地視察を行いました。6物件ほど回りました結果、古くからの無断転用が少々ありましたけど、問題になるようなことはなかったかと思われまふ。詳しい説明は事務局よりお願いをいたします。

 以上です。

議長 ありがとうございます。
 それでは、議題のほうに移らせていただきます。
 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局 議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、貸付人、借受人とも既に亡くなっておりますので、相続人からの申請となります。2番につきましては、借受人が体調不良のため、継続が困難ということで解約するそうです。

以上です。

議長 第1号議案、報告案件ということでよろしくご理解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案書2ページをごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会定める下限面積の3,000平方メートルも取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたら、伺わせていただきたいと思います。

4番委員 譲受人は個人でしょんか。

事務局 個人でされてます。

4番委員 まだ、あれはしとらんの、認定農業者とかなんとか。

事務局 そうですね。認定のほうは受けてません。

議長 中津さん、これは譲受人のほう中津さんのほう。

20番委員 理由を聞いたんは、この譲渡人が持つとるという理由は、●●●●●の人で。

議長 ●●●●●。

20番委員 実際に持つとった人は跡継ぎやのうて、家が途絶えて。

議長 そうやな。

20番委員 ほんで、●●●●●のほうへ、譲渡人のほうへ移とったんか。だけど、本来は弁護士預かりになつとって、相続人がおらんけん。それを譲渡人が受けて、実際に譲り受けた人は、もと持つとった人の本家に当たる筋で、この譲受人ぐらいしかもう受け取る人がおらんということで、話が

進んで、この分の申請になったということです。

議長

ほかの案件、関連あるんですけど、譲渡人。

親戚関係というんではないん。ひっついて、親戚関係というんでは。

20 番委員

譲渡人は親戚関係なし。ここの今言うたもとの持ち主の人が●●●●●に勤めとったんや。

議長

勤めようたん。

20 番委員

その関係でここの後の面倒を見よったわけ。その農地やなんかは跡継ぎがおらんけん弁護士預かりになっとなって、今回そこら辺のものを解消して、譲渡人が買うたんいうんですかね。

議長

ということで、ほかの案件も絡んではおるんで、そういう中の一件ということ。

谷口さん、何でもあったら、谷口さん。

4 番委員

いやいや、これ、3反ほど購入したということやな。こういうな場合には、農地機構を通してやるというあれではない。個人的にこないしても構わん。

事務局

これは売買なんですよね。

4 番委員

この売買。これ売買やろ。

事務局

はい。

4 番委員

売買の場合は農地機構はタッチせん。

事務局

機構も売買あるんですけど、割と条件が厳しいらしくてなかなか現実問題売買、機構を通してというのは。

議長

機構を通すだけの内容がないということや。

4 番委員

ああ、なるほど。

議長

必要ないということや。最終的に言えば、こういう形をとらにゃいかんのや。

20 番委員

もう一つ、後で出てくるんやけど。

議長

そうですね。

20 番委員

家の宅地の中で無断転用というんですかね。新家と本家という関係になるんやけど。

議長

譲受人と譲渡人ところが。

20 番委員

いや違う。もとの。

議長

譲渡人のところにおったもとの人が。

20 番委員

うん。元持ち主が。

議長

そうやろうな。

20 番委員

そこの屋敷はひっついとんで、それを購入するにも、本家筋でないとぐあいが悪いというのがあって。ほんで、売買する過程で一括でないと

話に乗らんというか、なりませんということで。実際、今、この譲受人もこんだけもうもらいとうないんやけど、ほんだけ自分の宅地のしまいもあって、全部ひっくるめて譲り受けせないかと、こういう状況になったんで、後また出てくるんで。十分にわかると思いますけど。

議長

全体通してそういう感じはしました。ということで、ほかも出てくるのと関連ありますが、とりあえずこの3条、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで議案第2号、承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案3ページをごらんください。

農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番、農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、農家住宅駐車場用地、69平米となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和61年2月10日、工事が平成3年5月10日に完了しており、無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しておりません。今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

付近の状況で、調整済みのところに横棒を引っ張っているんですが、無断転用の案件でなおかつ昭和61年のころに工事されていますので、そのころにもう既に調整済みとなっておりますので、今回このように線を引かさせてもらっています。よろしいでしょうか。お願いします。

議長

これ、先ほどの地元委員の中津さんのほうからありました無断転用。また後にも出てくるんですけど。結局、先ほどの3条申請等々含めて一括してと、中津さん言われよったとおりに。その一つということでござ

います。

これ、無断転用と言うけども、大体こんなんは屋敷内にちょっと転用してないところがあるん。こんな案件は多いかと思う。

21 番委員

ようけあるわ。

20 番委員

これも宅地の中で1区画の中に3筆ぐらいあって、新家、本家がそんな中で使っとんやけど、実際の地割というんか、地割は関係なしにその土地柄で敷地を振り分けとるから、片一方は入り込んどるけ、片方は抜けてとるし、いう形にもなっとんです。そんなわけで譲受人が購入せななんたら、とてもじゃないけどしまいにならなかつた状況です。

議長

ということでございます。

皆さんのほうからほかに。

(なし の声あり)

ありませんな。そしたら、なしということで、議案第3号、承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の許可取消願いについてを議題といたします。

事務局

4ページをごらんください。

農地法第5条許可取り消し願いについて。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

次の第5条申請のほうにも関連するのですが、まずここで●●●●と●●●●●の第5条申請の許可の取り消し、契約の解除、取り消しを行いまして、その後に新たな契約を行うようになっております。

以上です。

議長

ということでございますが、皆さんのほうから取り消し願いについて質問等ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

5ページをごらんください。

農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第5号1番から3番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説

明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地であります、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地と判断しております。転用理由としては、分譲住宅2区画、居宅2階建て2棟となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年9月10日、工事完了が平成31年9月9日となっておりますので、転用の確実性が認められます。資金計画ですが、土地代、建築費等で合計2,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

済みません。議案書なんですが、番号2番の●●●●●から●●●●●の備考欄のところですが、済みません。昭和33年3月10日のところですが、平成33年になっております。昭和の間違いです。申しわけありません。済みません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地であります、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、既存宅地拡張となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は昭和33年3月10日、工事完了が平成10年10月30日となっておりますので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、土地代等で合計180万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、通路及び駐車場用地となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、414番につきましては、工事着工は平成28年9月10日、工事完了が平成29年3月31日となっております。415番1についてですが、工事着工は平成26年4月1日、工事完了が平成26年5月31日に完了しており無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費

等で合計50万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見等ございましたら、お願いいたします。特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題いたします。農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

事務局 6ページをごらんください。

非農地証明願について説明します。

【議案第6号1番2番について 議案書を基に朗読】

以上、概要です。

議長 耕作放棄地の対象事業ということで、オリーブを植えたりするといったのにも国、県の補助が出るわな。道つけるのにも補助が出るのかな。

耕作放棄地に対して道つけるというたら、耕作放棄地がらみで。どこでもやろうと思ったらできる。そういう案件。で、今回、進入路ということで。

そんなん利用したほうが。白方のほう。豊原のほうは少ないかと思うんですけど、白方はようけ利用したほうが有利かな。

4番委員 進入路の規定はないんやな。幅は何ぼとか。

議長 それはいける。

4番委員 ないんやな。

議長 それは土地改良のほうせにゃいけんけど。

4番委員 ほんなら、自分の思うような幅で進入路をつけてもええということ。

議長 そういうこと。やと思います。詳しいことはわかりません。

4 番委員 補助をもらうとなったら、わしなんか、これだけ以上の道幅がなければいけませんよとかなんかあるのかなと思って。

議長 農道ということは、4メートル、4メートル、そういうそこらはいけると思う。

2メートル以上ですな。

ここは2メートルぐらいやったけどな。この案件は。もうちょっとととったほうがええな。最低3メートルは要る、農道でも。

皆さんのほうからご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第6号、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ということで、議案第6号は承認といたしたいと思います。

(●●●●着席)

続きまして、●●●●のさきにやるけん、お願いします。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●●●一時退席をお願いします。

(●●●●退席)

続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第7号をごらんください。

農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。

別紙のとおり4経営体より8月3日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため農業経営改善計画が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められてますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。申しわけありませんが、先ほども会長のほうからおっしゃられたとおりに、まず番号2番の●●●●のほうからやらさせていただきます。よろしくをお願いします。

今回、計画の変更点につきましては、まずブロッコリー、水稻につきましては法人に預ける計画のために面積が減りますが、施設に関してはミニトマト、水耕施設が1棟、700平米借りるために、ミニトマトの生産量が上がる計画となっております。

●●●●については以上です。

議長 ということで、皆さんいろいろごらんいただきたい。今、事務局、変更点だけを取り上げて、ほかは余り変わらんということかな。ハウスをなんか増やすんかな。ということでよろしいですか。

(なし の声あり)

ほんなら、●●●●の件につきましては承認ということで。

(●●●●着席)

事務局

続きまして、番号1番、●●●●●の認定についてお話します。

変更点としましては、施設ぶどうのピオーネの管理の見直し、シャインマスカットが成木になるため生産量上がる計画となっております。労働時間については、パート雇用拡大で時間短縮を図っております。

以上です。

議長

1件ずつやるん。続けていくやろ。

事務局

はい、続けていきます。

番号3番、●●●●●●に移らせてもらいます。

●●●●●●につきましては、アスパラガスは成木になるため、生産量上がる計画となっております。主な改善点はそういった点となっております。

続きまして、番号4番、●●●●●●についてですが、作付面積を増やすとともに生産量上がる計画。機械、施設につきましては、現状はカントリー出荷ですが、農舎1棟、乾燥機2台、もみすり機1台、選別計量器1台、プレコンバックスケール1台を追加してカントリー委託料を削減する計画です。今後は、ロールベアダーも導入して、稲わらを畜産農家へ供給する計画となっております。

以上、4件よろしくお願ひします。

議長

農舎が光つとるわな。

これ、●●●●、●●の分じゃけど、●●●●もなっとんですかね、●●●●。

21番委員

出しとん、どやんなっとん。切りかえたん。

議長

●●●●、●●●●、●●●●のは分からん。

事務局

なっとると思います。

21番委員

なっとると思う。2人がということですね。

議長

面積があるけん。

変えたんか。あれ、ミニトマト8反ぐらいあるん。

21番委員

いや、ミニトマトはもうやめとる。

議長

アスパラガス、ブロッコリーか。ほんなら、ミニトマトのとはアスパラにしとん。

21番委員

あれをアスパラに変えたん。

議長

7反ぐらい。全部アスパラにしたん。

21 番委員
議長 もうほとんど、いや全部やないで。
 これはミニトマト。

21 番委員
議長 野菜はあと、作んりよるわ。
 なんで、ミニトマトやめたん。

21 番委員
議長 もう雇うばかりで経費ばかりで。経費ばかりで。
 ほんま。ミニトマトのほうがお金のほうは、お金のほうは、売り上げ
 はええやろ。

21 番委員
議長 労力が。
 労力ですか。

21 番委員
議長 今変えたら、人を雇わんでも何とかいける。
 ●●●●、●●になったんか。

21 番委員
議長 あれ、●●、●●したんじゃ。
 ●●●●、●●●●●。

21 番委員
議長 ●、●●●●。

21 番委員
議長 ほんなら、もう●●●●が。

21 番委員
議長 ほんじゃけん、ほとんど●●に。

13 番委員
議長 ほんま。どうぞ

13 番委員
議長 1 番と 3 番とで、左側の真ん中の段のほうで作業受託のところ、目
 標の次に括弧書きで何か変な数字がおるんやけど、これ何書いたるん。
 1 番の●●●●の。

13 番委員
議長 いや、1 番も 3 番も。
 1 番も 3 番も。

13 番委員
議長 4 万 4， 3 7 7 年、これ何書いてあるん。
 どこかな、●●●●の分でいうたら、どれかな。

事務局
議長 3 番の農業経営規模の拡大に関する目標の作業受託の目標の欄ですよ
 ね。恐らく平成 3 3 年が入るべきだと思います。そうですね、●●●●
 ●●、●●●●●●、ともに 4 4 3 7 6 という数字が入っており。
 4 4 3 7 6。
 年になつとるということ。
 何をされたのかな。

4 番委員
議長 何の数字かわからへんこっちゃな。

4 番委員
事務局 目標は、平成 3 3 年度よ。そやにならないかんのじゃ。それが 4 4 3
 7 5 だ。

事務局 恐らく 5 年後の平成 3 3 年、と思われます。
 ほかの 2 名の方が平成 3 3 年になってますので、これ、記入ミスと思
 われます。申しわけありません。

議長 土田くん、よう見たんじゃな。ええかな。

13 番委員 ええけど、用がないところじゃから。

議長 それと、●●●●、聞きたいんやけど、この農舎どのぐらい要ったん、170平米、全部で、大体でええけえ。

12 番委員 機械と建物と全部入れて、●●●●●●●●前後。

議長 ●●●●●●●●。そんで、全てこれはどないなるんかな。●●のと、補助もあるんかな。

12 番委員 補助金は申請しました。機械類に関して。

議長 そうか。

12 番委員 農舎は、借り入れにしました。

議長 ●●は借り入れを●●●●●●で何ぼ、●●●●●●●●ぐらい。

12 番委員 ちょっと長い、借入金額ふやしたり。

議長 15年ぐらいか。

12 番委員 15年で。

議長 15年。

12 番委員 ●●●●●●●●ほど。

議長 ●●●●●●●●。

12 番委員 ●●●●●●●●。

議長 ●●●●●●●●。済みません、ありがとうございます。参考にして、そんなんもあるなら勉強していろいろやらな。

皆さんのほうからほかにございせんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第7号を承認することにご異議ございせんか。

(異議なし の声あり)

なしということで、議案第7号、承認といたします。

その他で報告ということで、その他、事務局よろしく願いいたします。

事務局 事務局よりご報告いたします案件が3点ございます。

1点目は27年度の活動点検評価と28年度の活動計画について、2点目は農地等の利用の最適化推進に関する意見について、3点目は公務災害の補償制度の加入についてでございます。

事務局 【その他3点について事務局より説明】

議長 ほかにございせんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間あり

ありがとうございました。